

## 2025 年度入学試験問題 出題趣旨（民法）

### 第1問

(1) は、まず、第三者弁済の有効性を問い、474 条の解釈が説得的に示されることを求めるものである。次いで、(判例の立場に従い) それが有効であることを前提に、弁済者による求償権の取得、原債権及び担保権の取得(弁済による代位)、求償権を自働債権とする相殺(=C は弁済以後、求償可能額に達するまで賃料をAに支払うことなく、乙建物を使用し続けることができること)について、事例に即して検討することが求められる。第三者弁済が無効であることを前提に、弁済者が債権者に対して不当利得返還請求権を取得すると論じる答案については、特に 474 条の解釈をめぐる主張の説得力を重点的な評価対象とする。

(2) は、目的債権が譲渡された後の抵当権に基づく物上代位の可否を問うものである。物上代位権を行使するための差押え(304 条 1 項ただし書)の趣旨について、動産先取特権に基づく物上代位権が行使された場合との異同に留意しながら論じられることが求められる。また、前提問題として、特に(被担保債権の履行期到来後の)賃料債権に抵当権の効力が及ぶこと、当該賃料債権から被担保債権の優先弁済を受けるために物上代位をすることができることにつき、371 条や 372 条・304 条の制度趣旨を踏まえた検討も求められる。

### 第2問

(1) は、他人物売買において目的物の所有者が死亡し、売主が第三者と共に所有者を相続した場合の買主による履行請求の可否を問うものである。売買・共有・相続に関する基本知識と無権代理人が本人を他の相続人と共同で相続した場合に関する判例の解釈準則の正確な理解に基づき、他人物売買と無権代理の共通点と相違点を明確に意識した上で、適宜場合分けをし、信義則の観点を交えて論じることが求められる。

(2) は、他人物売買において目的物の所有者が所有権の移転を拒絶した結果、売主の債務が履行不能となる場合における所有者一買主間及び売主一買主間の法律関係を適切に分析する能力を問うものである。所有権に基づく返還請求及び解除に基づく原状回復請求に関する基本知識を確認した上で、使用利益の返還をめぐる不当利得法の課題につき、根拠条文を指摘し、侵害利得と給付利得の関係性にも留意して、検討することが求められる。